

当社冷媒回収装置をご使用の皆様

株式会社イチネン TASC0

高圧ガス保安法改正施行に伴う回収装置表示義務についてのお知らせ

日頃は弊社製品をご愛用いただき、まことに有難うございます。

2016年11月の高圧ガス保安法改正により、R32に加え、R1234yf、R1234zeも特定不活性ガスとして新たな基準が設けられました。これにより上記3冷媒（特定不活性ガス）を回収する際は、その基準を遵守することとなり、当該冷媒を回収する場合は回収機本体に法的要求事項の表示が義務付けられました。

これまで当社が販売してきました機種（廃番品を含む）で、特定不活性ガスに対応している機種は下記の通りですが、当該冷媒を回収する際には当社にてご用意しております表示シールを回収機本体の見えやすい箇所へ貼付する必要がありますので、使用する際には事前に表示シールを当社までご用意くださいますようお願い申し上げます。

記

特定不活性ガス対応回収装置

■R32 対応機種

TA110A、TA110B、TA110C、TA110C-100、TA110M、TA110MX、TA110X、TA110MR、
TA110XZ

■R1234yf・R1234ze 対応機種

TA110MR、TA110XZ（TA110MRの初期販売分に関しては法改正前の表示となっているため、同様の追加表示が必要となります。）

（ご注意 TA110R、TA110RXは特定不活性ガスには対応しておりません）

以上

貼付シールサンプル

特定不活性ガス高圧ガス取扱装置